

附属機関等の設置等 に関する指針

平成19年3月

洞 爺 湖 町

附属機関等の設置等に関する指針

第1 趣旨

この指針は、附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関し、公正を確保するとともに、効率化を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。
- 2 この指針において「懇談会等」とは、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則又は要綱の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

第3 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。
- (3) 他の行政手段等に対応することが著しく困難であること。
- (4) 委員の数は、10人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 臨時的な附属機関については、設置期限を明示するものとする。

第4 附属機関の委員の選任

附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、町民の幅広い意見又は専門的観点から意見を反映させるとともに公平性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く町民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。
- (2) 公募制の導入は、附属機関の設置目的、性格、審議内容等を勘案した上で行うこと。
- (3) 町職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
- (4) 町議会議員を選任するときは、執行機関、議決機関相互の牽制と均衡のもとに民主的かつ適正な行政運営を図ろうとする地方自治の趣旨に沿って運用すること。

第5 公募委員の募集及び選考方法

- 1 公募委員を募集するときは、町広報誌等に次に掲げる事項を掲載し、広く周知を図り、説明責任の趣旨に沿って運用するものとする。
 - (1) 募集趣旨
 - (2) 募集人員
 - (3) 応募資格
 - (4) 任期
- 2 公募委員の選考は、原則として応募申込書による書類選考とするが、募集人数を超えた場合は抽選により選出するものとする。

第6 懇談会等の設置及び運営基準

懇談会等の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の設置及び運営等に係る定めは、規則又は要綱で規定すること。
この場合において、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
- (2) 附属機関と誤って受け取られないような組織としての意思決定手続（定足数及び裁決をいう。）による運営は行わないこと。
- (3) 懇談会等の名称については、附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」及び「調査会」の名称を用いないこと。
- (4) 懇談会等の所掌事務については、附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」及び「答申する」の表現を用いないこと。
- (5) 懇談会等の検討結果については、附属機関と誤って受け取られるような「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告書」、「提言書」及び「意見書」等の表現を用いること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、懇談会等の設置及び委員の選任並びに公募委員の募集及び選考方法については、第3から第5までの規定を準用する。

第7 附属機関等の設置の見直し

既に設置されている附属機関等が、次の各号のいずれかに該当したときは、その廃止又は統合を検討する。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの